

令和4年度第3回障害保健福祉施策連絡会会議録

1 開催日時

令和5年2月22日（水） 午前10時から午前11時35分まで

2 開催方法

Z o o mによるオンライン開催

3 出席状況

（出席）

浜松市浜松手をつなぐ育成会 小出隆司・伊藤幸枝・山田公乃

N P O法人浜松地区肢体不自由児親の会 里あゆ子

N P O法人浜松地区精神保健福祉会 明生会 赤池千秋

浜松市視覚障害者福祉協会 安松和男 赤堀奈津子

アクティブ 浅井 陽子・鈴木 かおり

浜松の福祉を考える会 小田木一真、村松良子、矢島利充

浜松ろうあ協会 伊藤行夫・大石博子

浜松市浜北手をつなぐ育成会 西田まり子

ぞうさんの会 増井けさみ・清水恵美

浜松市障がい者基幹相談支援センター 大軒優一

（欠席）

N P O法人浜松市身体障害者福祉協議会

天竜川地域精神保健福祉会 若杉会

（事務局 障害保健福祉課）

久保田課長、仲井課長補佐、柴田主幹、宮本副主幹、杉浦副主幹、青柳主任、村木主任

4 議事内容

（1）外出支援事業の見直しについて

（2）浜松市障害者施策推進協議会委員の推薦について

（3）障がい者自立支援協議会体制について

（4）その他（地域生活支援拠点等整備について）

5 記録の方法

発言者の要点記録

6 会 議 記 録

1 開会

2 議事

(1) 外出支援事業の見直しについて

事務局・杉浦より資料を元に説明

<浜松手をつなぐ育成会 伊藤>

新規や軽度の人に支援が広がるのは喜ばしいが、自動車税の減免を受けている人が対象からはずれることは喜べない。

重度知的障害者で減免を受けている人は、保護者の運転する車に乗せてもらうことが想定される。保護者の車が減免であったとしても、ヘルパーと外出する際にはヘルパーの交通費も負担しなければならないため、バスやタクシー券を利用できるというのはとてもありがたかった。今回それがなくなるということは重度知的障害者の外出支援の促進にはならず、逆に外出を控えることになり必要な人に必要な支援が届く事にはならないと感じた。バスが大好きだからバスに乗って外出しても、体力がなくて帰りはタクシーを利用するケースや、親が付き添う体力がなくヘルパーと外出している人などは、ヘルパーの自己負担分を考えると利用を控える人が出てくるのではないか。もともと年7千円では足りていなかったところになるのはどうか。必要な人に必要な支援がいきわたるようにしていただきたい。

<事務局 杉浦>

今回の制度改正は、視覚障害者や車を利用できない人への支援を重点的に行い、緊急な外出時にヘルパーに依頼できない場合等に利用していただきたい。

<浜松手をつなぐ育成会 小出>

参考にある障害者施設通所支援事業の対象者の部分に、療育手帳B2、B3という記載があるが、療育手帳所持者で自動車税減免を受けている人はAのみである。

<事務局 杉浦>

障害者施設通所支援事業の対象者は、B2、B3である。従前、療育手帳AとB1は外出支援事業の対象であり、自動車税減免の対象は療育手帳Aのみである。療育手帳B1は自動車税の減免が対象ではないため、自動車税減免の有無は関係なく、外出支援事業の対象となる。

<福祉を考える会 矢島>

この変更の通知は、いつ各家庭に届くのか。今までの外出支援の通知は3月中旬に届いていた。今回、同意書や確認書が必要になるのであれば、実際に交付されるのは4月半ばになってしまう可能性がある。今の説明では私たちでもわからないので、通知を読んでも

わからない人もいると思うので、フォローしてもらいたい。対象者はほぼ障害福祉サービスを受けている人なので、相談員にかかわってもらって説明してもらうことも検討してもらいたい。

<事務局 杉浦>

3月中旬に、改正内容や申請の時期等の案内文を送付させていただく予定。自動車税の減免を受けていない人には申請書と案内文、該当する等級の人には同意書と案内文と返信用封筒を送付する。

相談員には説明を行いたいと考えている。

<福祉を考える会 村松>

自動車税に関しては、重度障害者は親と外出するばかりではいけないため、本人支援がなくなってしまうことを危惧している。今回はこの形で行くとのことだが、今後、本人支援を重視して再検討してもらえるのか。

<事務局 杉浦>

今回は、説明のようにお願いしたい。今後、制度の見直しは必要に応じて行っていく。

<福祉を考える会 村松>

新型コロナウイルス感染症の感染が落ち着いてきたことから、外出したいと考えているためお願いしたい。

<浜松ろうあ協会 伊藤>

聞こえない人に対しての情報が不足している。交流の場がないので、必要だと感じる。例えば、外出時の助成7,000円をいただいているが、7,000円では少なく、すぐになくなってしまう。物価高もあり経済的にも厳しい。外出したくてもできない状況にある人もいるため、そういったことも考えて制度を作ってほしい。

<事務局 杉浦>

皆さんの意見を今後の制度に活かしていきたいと思う。

(2) 浜松市障害者施策推進協議会委員の推薦について

事務局・宮本より資料を元に説明

<浜松ろうあ協会 伊藤>

浜松市障害者施策推進協議会には視覚障害者や聴覚障害者が入っていない。広く意見を受けるという主旨とはあっていないと思う。委員推薦の基準はあるか。

<事務局 久保田>

浜松市障害者施策推進協議会については条例で定員 10 名と規定し、従前から現在の団体にお願ひし選出していただいている。今後の委員の選出団体については、ご意見をいただき検討していく。

<福祉を考える会 村松>

他の協議会は公募による立候補を受けているが、浜松市障害者施策推進協議会については、公募や立候補はないのか。公募がないようであれば、幅広く意見を聞くということで、積極的に参加する人の意見も取り入れる必要があるだろうし、視覚障害者や聴覚障害者のどちらも入っていないのはどうかと思う。

<浜松手をつなぐ育成会 小出>

浜松市障害者施策推進協議会の定員が 10 名と決まったときに、条例には明記されていないが任期 2 期までで推薦してもらいたいという話があった。現在のメンバーで長期間、委員となっている人がいるのはいかがなものか。

以前は、3 障害の代表ということで、精神と知的と身体の障害から出ていた。当時の身体障害者福祉協議会はいろいろな障害の人が加わって構成されていたが、今は視覚・聴覚障害の人が含まれていない。時代的な背景はあるが、実態が現状とそぐわないところがある。委員の人数や参加する人、浜松市障害者施策推進協議会の役割がどのようになっているのか。当事者部会の声が浜松市障害者施策推進協議会に届いて、次期の障がい福祉計画につながっていると思っていたが届いていない。なんのために当事者部会があるのか疑問に感じる。現状にあった条例に改正をしてほしい。

<事務局 久保田>

過去の経緯があり現状のようになっているため、整理してご意見をいただくようにしたいと思う。

(3) 障がい者自立支援協議会体制について

事務局・柴田より資料を元に説明

<福祉を考える会 矢島さん>

仕事柄、エリア連絡会の部会に関わっているが、当事者が要望する内容の会議ではなく、支援者を中心に検討している場面も見受けられる。市全体会には小出会長が参加しているが、もう少し幅広くいろいろな立場の目線で当事者の声が届くような仕組みを検討してもらいたい。

もう 1 点、専門部会の就労部会について、日中部会という名前にすればよいのではないかと思った。生活部会とはどんな部会か詳しく説明を聞きたい。

<事務局 柴田>

当事者の声が届いていないのではないかというご意見だが、当事者部会の意見を各会議へつなげていきたい。市全体会の参加委員については、1年延長後は当事者部会にはかる。

事務局会議、企画会議には障がい者相談支援センターに入ってもらっているため、現場の意見を吸い上げたい。

専門部会の就労部会の名称については、就労のサービスだけではなく生活介護についても就労的な要素もある。加えて、就労企画会議を別の会議体で設けているが、この就労企画会議とも連携して障害者の就労を考えていきたいため、就労部会とした。

生活部会は、具体的には、移動支援、居宅介護等の障害者の生活に関する課題を取り上げていきたいと考えているが、現在の権利擁護部会で取り上げている虐待の課題を継続して検討していく。

<福祉を考える会 矢島>

訪問系のサービスにも課題があるので、重点的に進めてもらいたい。

今後、防災の件もあるので、生活部会で課題検討してもらいたい。

<事務局 柴田>

エリア連絡会に当事者の意見を聞く場を設けてもらうようお願いしている。

<明生会 赤池>

この図は、組織としてどういう階層になっているかわからない。浜松市障害者施策推進協議会と障がい者自立支援協議会はどちらが権限的に上なのか。浜松市障害者施策推進協議会は誰に対して責任を持つのか。障がい者自立支援協議会はどこで取りまとめてどこに報告がいくのか。諮問があったときにどこでどのように取り扱っていくのか。階層別の組織として認識することができづらいため理解がしづらい。個々のものがよく取り組まれていることは承知している。わかるように表現してもらいたい。

2点目、浜松市障害者施策推進協議会と障がい者自立支援協議会の右横に「市主催の会議」というのがある。これらの会議は重要な案件を協議していると理解しているが、これらがどこに反映されるのか。薄い線でつながっているように感じるが実際はどうか。「各団体等主催の会議」とはどのようなイメージか。組織全体が非常に複雑、膨大になっているので、階層別に分けて表現してもらえると良く分かってくると思う。特に権限の関係、誰が、どこが、決定するのか、権限として下におろしているのか。

<浜松手をつなぐ育成会 小出>

以前、障害者基本法に基づいた会議体である障害者施策推進協議会は市長の諮問を受けて市長に答申を持っていった。市長はそれをもって議会に提出し議会にかけるといふことがある。障害者施策推進協議会はそれだけの重みがあり、いろいろな意見を聞いていると思っている。

各エリアには当事者の声を聴く、当事者との意見交換の場がある。ただし、当事者がどれだけ参加しているか。育成会は浜北天竜エリア以外のすべてのエリアに参加している。エリア連絡会に各障害者団体がどのように参加しているのかということが、皆さんに投げかけられる問題である。

<福祉を考える会 矢島>

各団体から参加したいと各エリアに要望してもエリアでは「もう定員が決まっていますので申し訳ありません。」ということが何回かあった。こちらからアクションしてもエリアの方々がそれを受けてくれないという壁がある。今後そういう壁がないような仕組みをお願いしたい。

<事務局 柴田>

組織図についてだが、障害者施策推進協議会は施策を検討する場であるため、障がい者自立支援協議会の上にある組織と考えている。障がい者自立支援協議会で施策につなげる案件があれば提言をしていきたい。市に知ってもらいたい内容の場合には報告していく流れを考えている。

図の中では枠で囲んだ部分が障がい者自立支援協議会の組織図であり、その外にあるものは協議会の外の組織。市の主催の会議や各団体の会議については、障がい者自立支援協議会の外で話されている内容についても情報共有するため、つながっていくために記載している。

エリア連絡会では課題を抽出して、課題に対する意見を得られるような組織にしているため、必要なときに声をかえて、参加してもらっている。

以前の体制では、各区の障がい者自立支援連絡会では情報共有の場として大人数で行っていたため、課題の検討するために人数を絞って協議を行える体制としている。

<浜松手をつなぐ育成会 伊藤>

西南エリア連絡会に参加しているが、エリア連絡会で取り扱う課題自体が支援者側の課題であり、当事者側の課題を直接持っていける場がないように感じている。

<事務局 柴田>

エリア連絡会と共有する。

<アクティブ 浅井>

専門部会について、就労部会は、日中活動について協議をすると説明があったが、発達障がいのある人たちの就労についても就労部会でしっかり協議をしていってほしい。こども部会の内容についても改めて確認したい。

<事務局 柴田>

就労部会については、就労企画会議を別で開催しているが、産業部門も含めて就労の課

題について話し合っている。その内容を共有していきたいと考えている。発達に課題のある人についても含まれる。

こども部会、生活部会についてだが、こどもの虐待やこどもの生活についての課題もあるため、部会で話し合ったことは必要な都度、共有していきたいと思っている。

こども部会では、現在までに取り組んできた「アセスメントツール」「かけはしシート」についての検証にも取り組んでいきたい。その他の課題についてはワーキング化していきたいと考えている。

(4) その他（地域生活支援拠点等整備について）

事務局・柴田より資料を元に説明

<明生会 赤池>

ひとり暮らし体験支援事業の利用者の実績を差し支えない範囲で教えてもらいたい。

<事務局 柴田>

知的障害の方が1名、精神障害の方が4名が利用している。

精神障害は、入院中の方が退院に向けて利用されている方、家族と同居の人がひとり暮らしに向けて利用された実績があった。短い方で2泊3日、長い方で7泊8日利用。まだひとり暮らしには至っていないが、ひとり暮らしに向けて調整をしている。

<福祉を考える会 小田木>

緊急時対応事業のお話について、本人ではなく相談支援事業所が登録していないといけないのか。

<事務局 柴田>

緊急時対応事業の登録については、本人と相談支援事業所との調整によって市に登録してもらう流れ。事業所の登録は不要で、相談支援事業所へ相談していただき、相談支援事業所から障がい者基幹相談支援センターにつながる流れ。

<福祉を考える会 小田木>

ひとり暮らし体験支援事業について、比較的軽度の障害の人が対象になっているように思う。例えば、車いす利用の人や私のようにヘルパーの支援が必要な人もいる。どのあたりの人を対象に考えているのか。

<事務局 柴田>

ひとり暮らし体験の場において、居宅介護の利用ができないため、ヘルパーを利用しない方を対象としてはじめた。今後は国にも確認して検討していく。

<福祉を考える会 小田木>

重度の障がいの方の利用についても考えてほしい。

<ぞうさんの会 清水>

緊急時対応事業について、緊急時発生が夜間休日の場合も対応可能か。

緊急時で危惧するのは親が救急搬送された場合、夜間休日だとどこかにつながるのか不安。実際に事例があったのか。どのように対応していくのか知りたい。

<事務局 柴田>

実際には、夜間などに、相談支援事業所や障がい者基幹相談支援センターに連絡が入り、支援先につなげたという実績はある。

そのつながる流れは確認して、次回報告する。

<肢体不自由児親の会 里>

緊急時対応事業の登録者が少ないと感じる。計画相談のモニタリング時に相談員から事業の案内をしてもらえると登録者は増えると思うがどうか。

<事務局 柴田>

登録者が増えなかったことから、計画相談にもお願いし、優先度が高い方を抽出してもらい、現在登録するよう進めている。

<浜松手をつなぐ育成会 山田>

ひとり暮らし体験支援事業の話は聞いたことがあった。地域の体制づくりをどのように考えているのか。また、今まで通っている場所が利用できる宿泊体験の場というのを考えてもらいたい。

<事務局 柴田>

地域づくりについては、地域生活拠点等整備事業のみではなく、いろいろな団体とつながる必要があるということで、障がい者基幹相談や委託センターや障がい者相談支援センターが取り組みを進めて、つながってきている。

ひとり暮らし体験は、体験の内容としては、宿泊の場から通所先までの移動の体験も考えている。現在のところ、協力いただける宿泊の場は少なく、今後の住まいの場や宿泊体験の場に距離があるというのが現状。今後、宿泊体験のできる場を増やしていきたいと考える。

<事務局>

以上で本日の会議を終了する。

会議録を作成し、後日送付する。

今後、疑問に思う点等が出ましたら、気軽に障害保健福祉課へ連絡いただきたいと思います。